

令和**8**年版

実務**税法六法**—法令

新日本法規

第六編 租税特別措置等(1)

租税特別措置法

(昭三二・三・三一)
(法二二・三・六)

最終改正 令八法二二
令和九年一月一日以降施行分については、該当条
文末尾参照

目次

第一章 総則(第一条―第二条の二).....	九五五
第二章 所得税法の特例.....	九五七
第一節 利子所得及び配当所得(第三条― 第九条の九).....	九五七
第二節 不動産所得及び事業所得.....	九五七
第一款 特別税額控除及び減価償却の特 例(第十条―第十九条).....	九五七
第二款 特定船舶に係る特別修繕準備金 (第二十条・第二十一条).....	九五七
第三款 鉱業所得の特例(第二十二 条―第二十四条).....	九五九
第四款 農業所得の特例(第二十 四条の二―第二十五条).....	九六〇
第五款 その他の特例(第二十五条の二 ―第二十八条の四).....	九六三
第三節 給与所得及び退職所得等(第二十 九条―第二十九条の五).....	九六三

第四節 山林所得及び譲渡所得等.....	九六七
第一款 山林所得の特例(第三十 条・第三十条の二).....	九六七
第二款 長期譲渡所得の特例(第 三十一条―第三十一条の四).....	九六九
第三款 短期譲渡所得の特例(第 三十二条).....	九六九
第四款 取用等の場合の譲渡所得の特 別控除等(第三十三条―第三十三 条の六).....	九六九
第五款 特定事業の用地買収等の場合の 譲渡所得の特例控除(第三十四 条―第三十四条の三).....	九七〇
第六款 居住用財産の譲渡所得の特例控 除(第三十五条).....	九七〇
第六款の二 特定の土地等の長期譲渡所 得の特例控除(第三十五条の二 ―第三十五条の三).....	九七〇
第七款 譲渡所得の特例控除額の特例 (第三十六条).....	九七一
第七款の二 居住用財産の買換えの場合 等の長期譲渡所得の特例(第 三十六条の二―第三 十六条の五).....	九七一
第八款 特定の事業用資産の買換えの場 合等の譲渡所得の特例(第三十七 条―第三十七条の九).....	九七二
第九款 有価証券の譲渡による所得の課 税の特例等(第三十七条の十― 第三十八条).....	九七四
第十款 その他の特例(第三十九条―第 四十条の三の二).....	九七四

第四節の二 国内取引に係る課税の特例等 (第四十条の三の三・第四十 一条の四).....	九七五
第四節の三 居住者の外国関係会社に係る 所得等の課税の特例(第四十一 条).....	九七五
第一款 居住者の外国関係会社に係る所 得の課税の特例(第四十条の四 ―第四十条の六).....	九七五
第二款 特殊関係株主等である居住者に 係る外国関係法人に係る所得の 課税の特例(第四十条の七―第 四十条の九).....	九七五
第五節 住宅借入金等有する場合の特 別税額控除(第四十一条―第四十 一条の二).....	九七五
第五節の二 令和六年分における特別税額 控除(第四十一条の三の三― 第四十一条の三の十).....	九七五
第六節 その他の特例(第四十一条の三の 十一―第四十二条の三).....	九七五
第三章 法人税法の特例.....	九七五
第一節 中小企業者等の法人税率の特例 (第四十二条の三の二).....	九七五
第一節の二 特別税額控除及び減価償却の 特例(第四十二条の四―第五 条の九).....	九七五
第二節 準備金等(第五十五条―第五十七 条の九).....	九七五
第三節 鉱業所得の特例(第五十八 条―第五十九条).....	九七五
第三節の二 対外船舶運航事業を営む法人 の日本船舶による収入金額の 課税の特例(第五十九条の二).....	九七五

第三節の三 特許権等の譲渡等による所得の課税の特例(第五十九条の三)……………三三六

第三節の四 沖縄の認定法人の課税の特例(第六十条)……………三四三

第三節の五 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例(第六十一条)……………三四六

第四節 認定農地所有適格法人の課税の特例(第六十一条の二・第六十一条の三)……………三四八

第四節の二 交際費等の課税の特例(第六十一条の四)……………三五〇

第五節 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例(第六十二条・第六十二条の二)……………三五二

第五節の二 土地の譲渡等がある場合の特別税率(第六十二条の三・第六十二条の四)……………三五三

第六節 資産の譲渡の場合の課税の特例……………三五六

第一款 取用等の場合の課税の特例(第六十四条―第六十五条の二)……………三六四

第二款 特定事業の用地買取等の場合の所得の特別控除(第六十五条の三―第六十五条の五)……………三七六

第二款の二 特定の長期所有土地等の所得の特別控除(第六十五条の五の二)……………三六三

第三款 資産の譲渡に係る特別控除額の特例(第六十五条の六)……………三六四

第四款 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例(第六十五条の七―第六十六条)……………三六四

第六節の二 株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例(第六十六条の二)……………三五四

第七節 景気調整のための課税の特例(第六十六条の三)……………三五四

第七節の二 国外関連等との取引に係る課税の特例等(第六十六条の四―第六十六条の五)……………三五四

第七節の三 支払利子等に係る課税の特例(第六十六条の六)……………三四七

第一款 国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例(第六十六条の五)……………三四七

第二款 対象純支払利子等に係る課税の特例(第六十六条の五の二・第六十六条の五の三)……………三四八

第七節の四 内国法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例……………三四三

第一款 内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例(第六十六条の六)……………三四三

第二款 特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例(第六十六条の九の二―第六十六条の九の五)……………三四五

第八節 その他の特例(第六十六条の十一―第六十六条の六)……………三四六

第四章 相続税法の特例(第六十九条―第七十条の十三)……………四四六

第四章の二 地価税法の特例(第七十一条―第七十一条の十七)……………四九九

第五章 登録免許税法の特例(第七十二条―第七十四条の七)……………四七七

第六章 消費税法等の特例……………四八〇

第一節 消費税法の特例(第八十五条―第八十六条の七)……………五〇〇

第二節 酒税法の特例(第八十七条―第八十七条の八)……………五〇七

第二節の二 たばこ税法の特例(第八十八条―第九十条の四)……………五三三

第三節 揮発油税法及び地方揮発油税法の特例(第八十八条の五―第九十条の三)……………五三三

第三節の二 石油石炭税法の特例……………五三三

第一款 地球温暖化対策のための課税の特例……………五三三

第二款 十條の三の四)……………五三三

第二款 十條の三の四)……………五三三

第二款 十條の三の四)……………五三三

第三款 十條の三の四)……………五三三

第三款の二 航空機燃料税法の特例(第九十条の八―第九十条の九)……………五三三

第三款の四 自動車重量税法の特例……………五三三

第三款の五 国際観光旅客税法の特例(第九十条の十)……………五三三

第四節 紙税法の特例(第九十一条―第九十二条)……………五三三

第七章 利子税等の割合の特例(第九十三条―第九十六条)……………五三三

第八章 雑則(第九十七条―第九十八条)……………五三三

(注) 次に掲げる改正後の目次は、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌年の一月一日から施行する。

第一章(現行)……………

第二章 所得税法の特例

第一節 第三節 (現行)

第四節 山林所得及び譲渡所得等

第一款 第九款 (現行)

第九款の二 特定暗号資産の譲渡による所得の課税の特例等(第三十八

条の二・第三十八條の三)

第十款 (現行)

第四節の二 第六節 (現行)

第三章 附則 (現行)

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、当分の間、所得税、法人税、地方法人税、相続税、贈与税、地価税、登録免許税、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油石炭税、航空機燃料税、自動車重量税、国際観光旅客税、印紙税その他の内国税を軽減し、若しくは免除し、若しくは還付し、又はこれらの税に係る納税義務、課税標準若しくは税額の計算、申告書の提出期限若しくは徴取につき、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)、地方法人税法(平成二十六年法律第十一号)、相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)、地価税法(平成三年法律第六十九号)、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)、消費税法(昭和六十三年法律第八号)、酒税法(昭和二十八年法律第六号)、たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)、揮発油税法(昭和三十三年法律第五十五号)、地方揮発油税法(昭和三十年法律第四号)、石油石炭税法(昭和五十三年法律第二十五号)、航空機燃料税法

租税特別措置法(二条・二条) 総則

(昭和四十七年法律第七号)、自動車重量税法(昭和四十六年法律第八十九号)、国際観光旅客税法(平成三十年法律第十六号)、印紙税法(昭和四十二年法律第六号)及び国税徴収法(昭和三十四年法律第四百七号)の特例を設けることについて規定するものとする。

(用語の意義) 第二章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 国内又は国外、それぞれ所得税法第二条第一項第一号又は第二号(定義)に規定する国内又は国外をいう。

二 居住者又は非居住者、それぞれ所得税法第二条第一項第三号又は第五号に規定する居住者又は非居住者をいう。

三 内国法人又は外国法人、それぞれ所得税法第二条第一項第六号又は第七号に規定する内国法人又は外国法人をいい、それぞれ同項第八号に規定する人格のない社団等で、第一号に規定する国内に本店若しくは主たる事務所を有するもの又は同号に規定する国外に本店若しくは主たる事務所を有するものを含む。

三及び四 削除

五 法人課税信託、恒久的施設、公社債、預貯金、合同運用信託、貸付信託、投資信託、証券投資信託、公社債投資信託、公社債等運用投資信託、公社債等運用投資信託、特定目的信託、特定受益証券発行信託又は有価証券、それぞれ所得税法第二条第一項第八号の三から第十三号まで、第十五号から第十五号の五まで又は第十七号に規定する法人課税信託、恒久的施設、公社債、預貯金、

合同運用信託、貸付信託、投資信託、証券投資信託、公社債等運用投資信託、公社債等運用投資信託、特定目的信託、特定受益証券発行信託又は有価証券をいう。

六 減価償却資産、所得税法第二条第一項第十九号に規定する減価償却資産をいう。

六の二 繰延資産、所得税法第二条第一項第二十号に規定する繰延資産をいう。

七 利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得又は雑所得、それぞれ所得税法第二編第二章第二節第一款に規定する利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得又は雑所得をいう。

八 配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額、それぞれ所得税法第二編第二章第二節第一款に規定する配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額をいう。

九 雑所得金額、退職所得金額又は山林所得金額、それぞれ所得税法第二十二条第二項又は第三項に規定する雑所得金額又は退職所得金額若しくは山林所得金額をいう。

十 確定申告書、所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書をいう。

十一 青色申告書、所得税法第二条第一項第四十号に規定する青色申告書をいう。

十二 期限後申告書、国税通則法第十八条第二項(期限後申告)に規定する期限後申告書をいう。

十三 修正申告書、国税通則法第十九条第三項(修正申告)に規定する修正申告書をいう。

九四五

十四 確定申告期限 所得税法第二条第一項第四十
 一号に規定する確定申告期限をいう。
 十五 更正の請求 国税通則法第二十三条第二項
 〔更正の請求〕に規定する更正の請求をいう。
 十六 更正請求書 国税通則法第二十三条第三項に
 規定する更正請求書をいう。
 十七 第三章において、次の各号に掲げる用語の意義は、
 当該各号に定めるところによる。
 一 国内又は国外 それぞれ法人税法第二条第一号
 又は第二号〔定義〕に規定する国内又は国外をい
 う。
 二 内国法人又は外国法人 それぞれ法人税法
 第二条第三号又は第四号に規定する内国法人又は
 外国法人をい、それぞれ第三号に規定する人格
 のない社団等で、前号に規定する国内に本店若し
 しくは主たる事務所を有するもの又は同号に規定す
 る国外に本店若しくは主たる事務所を有するもの
 を含む。
 三 公共法人 法人税法第二条第五号に規定す
 る公共法人をいう。
 四 公益法人等 法人税法第二条第六号に規定
 する公益法人等をいう。
 五 協同組合等 法人税法第二条第七号に規定
 する協同組合等をいう。
 六 人格のない社団等 法人税法第二条第八号に規
 定する人格のない社団等をいう。
 七 普通法人 法人税法第二条第九号に規定す
 る普通法人をいう。
 八 被合併法人 法人税法第二条第十号に規定す
 る被合併法人をいう。
 九 合併法人 法人税法第十二号に規定する
 合併法人をいう。
 十 分割法人 法人税法第十二号の二に規定

する分割法人をいう。
 十一 分割承継法人 法人税法第十二号の三に
 規定する分割承継法人をいう。
 十二 現物出資法人 法人税法第十二号の四に
 規定する現物出資法人をいう。
 十三 被現物出資法人 法人税法第十二号の五
 に規定する被現物出資法人をいう。
 十四 現物分配法人 法人税法第十二号の五の
 二に規定する現物分配法人をいう。
 十五 被現物分配法人 法人税法第十二号の五
 の三に規定する被現物分配法人をいう。
 十六 株式交換等完全子法人 法人税法第十二号
 の六の二に規定する株式交換等完全子法人
 をいう。
 十七 株式移転完全子法人 法人税法第十二号
 の七に規定する株式移転完全子法人をいう。
 十八 通算親法人 法人税法第十二号の六
 の七に規定する通算親法人をいう。
 十九 通算子法人 法人税法第十二号の七
 に規定する通算子法人をいう。
 二十 通算法人 法人税法第十二号の七の
 六に規定する通算法人をいう。
 二十一 通算完全支配関係 法人税法第十二号
 の七の七に規定する通算完全支配関係をいう。
 二十二 適格合併 法人税法第十二号の八に規
 定する適格合併をいう。
 二十三 分割型分割 法人税法第十二号の九に
 規定する分割型分割をいう。
 二十四 分社型分割 法人税法第十二号の十に
 規定する分社型分割をいう。
 二十五 適格分割 法人税法第十二号の十一に
 規定する適格分割をいう。

二十六 適格分割型分割 法人税法第十二号の
 十二に規定する適格分割型分割をいう。
 二十七 適格現物出資 法人税法第十二号の十
 四に規定する適格現物出資をいう。
 二十八 適格現物分配 法人税法第十二号の十
 五に規定する適格現物分配をいう。
 二十九 恒久的施設 法人税法第十二号の
 十九に規定する恒久的施設をいう。
 三十 収益事業 法人税法第十三号に規定す
 る収益事業をいう。
 三十一 事業年度 法人税法第十三条〔事業年度の意
 義〕及び第十四条〔事業年度の特例〕に規定する
 事業年度をいう。
 三十二 利益積立金額 法人税法第十八号に規
 定する利益積立金額をいう。
 三十三 欠損金額 法人税法第十九号に規定
 する欠損金額をいう。
 三十四 棚卸資産 法人税法第二十号に規定
 する棚卸資産をいう。
 三十五 固定資産 法人税法第二十二号に規
 定する固定資産をいう。
 三十六 減価償却資産 法人税法第二十三号
 に規定する減価償却資産をいう。
 三十七 繰延資産 法人税法第二十四号に規
 定する繰延資産をいう。
 三十八 損金経理 法人税法第二十五号に規
 定する損金経理〔同法第七十二条第一号〔仮
 決算をした場合の中間申告書の記載事項等〕又は
 第六百四十四条の四第一項第一号若しくは第二号若
 しくは第二項第一号〔仮決算をした場合の中間申
 告書の記載事項等〕に掲げる金額を計算する場合
 にあつては〕同法第七十二条第一項又は第六百四
 四条の四第一項若しくは第二項に規定する期間

〔第十号の五に規定する通算子法人にあつては、同法第七十二条第五項第一号に規定する期間〕に係る決算において費用又は損失として経理すること〕をいう。

二十七 法人課税信託 法人税法第二十九条の二に規定する法人課税信託をいう。

二十八 確定申告書等 法人税法第二十条第三十号に規定する中間申告書で同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものと及び同法第四百四十四条の四第一項各号又は第二項各号に掲げる事項を記載したものと並びに同法第三十一条に規定する確定申告書をいう。

二十九 青色申告書 法人税法第二十三条第六号に規定する青色申告書をいう。

三十 期限後申告書 国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書をいう。

三十一 修正申告書 国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。

三十二 更正請求書 国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書をいう。

三十三 更正請求書 国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書をいう。

三十四 更正請求書 国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書をいう。

三十五 更正請求書 国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書をいう。

三十六 更正請求書 国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書をいう。

三十七 更正請求書 国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書をいう。

三十八 更正請求書 国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書をいう。

三十九 更正請求書 国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書をいう。

租税特別措置法（二条の二・三条）

所得税法の特例

〔免許〕に規定する酒類製造者をいう。

三 製造たばこ 製造たばこをいう。〔免許〕に規定する製造たばこをいう。〔免許〕に規定する製造たばこ製造者、たばこ税法第六条第四項（移出又は引取り等とみなす場合）に規定する製造たばこ製造者をいう。

四 原油、石油製品、ガス状炭化水素又は石炭、それぞれ石油石炭税法第二十条第一号から第四号（定義）までに規定する原油、石油製品、ガス状炭化水素又は石炭をいう。

五 航空機燃料 航空機燃料税法第二条第二号（定義）に規定する航空機燃料をいう。

六 保税地域 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条に規定する保税地域をいう。

七 〔施行令〕

八 〔施行令〕

九 〔施行令〕

十 〔施行令〕

十一 〔施行令〕

十二 〔施行令〕

十三 〔施行令〕

十四 〔施行令〕

十五 〔施行令〕

十六 〔施行令〕

十七 〔施行令〕

3 法人税法第四条の二第二項（法人課税信託の受託者）に規定するこの法律の適用、第四条の三（受託法人等）に規定するこの法律の適用、第四条の四（受託者）に二以上ある法人課税信託の規定は、第一項の規定を第三章において適用する場合について準用する。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

〔施行令〕

〔施行令〕

〔施行令〕

〔施行令〕

〔施行令〕

〔施行令〕

〔施行令〕

〔施行令〕

〔施行令〕

〔施行令〕

〔施行令〕

〔施行令〕

〔施行令〕

〔施行令〕

